オンラインを活用した本会議の実現に必要となる 地方自治法改正を求める意見書(案)

年 月 日

衆 議 院 議 長参 議 院 議 長内 閣 総 理 大 臣 あ て総 務 大 臣デ ジ タ ル 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方議会においては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、オンラインを活用した委員会の開催を可能とする条例や会議規則の改正等、不測の事態においても地方公共団体の議決機関として果たすべき議会機能を確保するための取組が広がりつつある。

一方、地方自治法第 113 条及び第 116 条第 1 項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解され、本会議をオンラインにより開催することは現行法上、認められていないことから、委員会のみオンライン開催を可能としても、議会としての意思決定プロセスは完結できず、議案審議上の利点は限られるとの指摘がなされている。

コロナ禍の長期化や近年の大規模災害の発生といった状況等を踏まえると、本会議においても、相当数の議員が議場に参集できない中で、急を要する議案の審議や議決が求められる事態に対応できるよう、審議、表決等を可能とする議会運営方法を確立しておかなければ、議決機関として議会は県民の負託に応えることができない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、非常時にあっても、議会がその役割を十分に果たすことができるよう、地方自治法における定足数の規定や表決のあり方等の運営方法について検討の上、オンラインを活用した本会議の実現に必要となる地方自治法改正を行うことを強く要請する。